

会議の名称	令和元年度第3回 行田市水道事業運営審議会
開催日時	令和元年8月30日(金) 開会：午後1時30分 ・ 閉会：午後3時
開催場所	行田市水道庁舎 2階 第2会議室
出席委員氏名	吉田豊彦委員 梁瀬里司委員 斉藤博美委員 高鳥和子委員 岡野充甫委員 會見卓也委員 栗原芳江委員 島田洋子委員 田熊誠委員 計9名
欠席委員氏名	相原雅洋委員
事務局	三好都市整備部長 長谷見参事兼水道課長事務取扱い 今井副参事 金子主幹 芹澤主査 渡辺主査 河村主査
会議内容	(1) 水道料金改定(案)について【審議】
会議資料	(資料名・概要等) ① 次 第 ② 「水道料金改定(案)について」(資料1) ③ 「第2回審議会資料における感度分析結果」(資料2) ④ 「新たな料金表案」(資料3)
その他必要事項	傍聴者なし

事務局	<p>1 開 会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料確認 ・ 委員出席状況報告 <p>2 あいさつ</p> <p style="padding-left: 40px;">吉田会長あいさつ</p> <p>3 議事</p>
吉田会長 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「水道料金改定（案）について」事務局から説明を求める。 (資料1「水道料金改定（案）について」、資料2「第2回審議会資料における感度分析結果」、資料3「新たな料金表案」に基づき説明)
吉田会長 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ φ13とφ20の割合を教えてください。 ・ 第1回の審議会でお配りした資料4をお持ちなら13ページをご覧ください。一般用ではφ13とφ20でほぼ100%である。業務用は80%である。
斉藤委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料2, 3で水色、赤色で塗られているところ、塗られていないところの意味を教えてください。 ・ 改定率の目標12%を基準として、水色は改定率が10%以下、赤色は14%超、塗られていないところは10%超14%以下である。
斉藤委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改定率が14%超のところがあるのはどうなのか。 ・ メーター口径に対して使用水量が少ない方も多く、一つ下の口径にすれば改定率を下げることができる。
斉藤委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般市民はφ13の方が多いが、10 m³で12%を超えて14.53%となっている。大口の方に配慮していると説明があったが、生活困窮者、低所得者への配慮はどうなっているのか。 ・ 低所得者へ配慮するため逡増制を維持している。φ13で10 m³の場合、資料2では改定率が15.38%であったものを資料3では14.53%に下げた。
会見委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の改定率の目標が12%ということで、個々の改定率にばらつきが出るのは仕方がない。赤色になっているので目立つが、φ13

<p>齊藤委員 事務局</p>	<p>の 10 m³はもともと料金が低いため改定率が多少高くなってしま うのはやむをえない。7～10 m³の従量料金を 10 円に抑えている点 を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ φ 1 3 ではどの数量を使っている方が一番多いのか。 ・ 中央値の 16 m³である。なお、資料 2 では、同じ水量を使っても 現行の水道料金より改定後の水道料金が安くなるケースがあっ たが資料 3 では修正した。
<p>齊藤委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の水道料金でも県平均、羽生市、熊谷市より高い。今の料金 がどうなのか議論しないと高いのか安いのか言えない。行田市の 平均所得は 250 万円で、皆さん苦勞して生活している。10 月に消 費税で 2%上がり、さらに 4 月から 12%上がることになる。さら に 41%上がる場所も出てしまう。水道料金を低くする努力が必要 だ。
<p>吉田会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道課の努力も理解できる。ライフラインの維持のために最低限 の値上げをお願いしますというのが事務局の考えではないか。
<p>岡野副会長 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 m³の水を作るのにいくらかかるのか。 ・ 供給単価と給水原価という考え方がある。供給単価は水を 1 m³お 配りするための単価で平成 3 0 年度が 149.51 円、2 9 年度が 148.89 円、給水原価は水を 1 m³作るための原価で 3 0 年度が 146.19 円、2 9 年度が 142.93 円である。
<p>岡野副会長 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水色の人は今までが高かった、赤色の人は今までが安かったと考 えることもできる。 ・ 逓増制をやめ、基本水量を 0 にし、使った分だけ支払っていただ くというのが、水道料金に対する世の中の流れである。しかし、 少量の使用者に配慮するため今回の料金表では逓増制を維持し、 基本水量を 6 m³とした。
<p>岡野副会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 m³の人は今までが安かったからと考えれば、今回の改定率はや むを得ないのではないか。
<p>高鳥委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道料金は安いに越したことはない。今回の料金表とは別にメー

事務局	<p>ター使用料がかかるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の料金表はメーター使用料も含めて算定しているため、今後はメーター使用料というものがなくなる。
岡野副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金の計算方法について水道協会からの指導はあるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金の改定については水道課の職員のみで行っている。水道料金の算定は、「水道料金改定の手引き」に基づいている。
岡野副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・「水道料金改定の手引き」にプログラムはついているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ついていない。水道課で自作した。
梁瀬委員	<ul style="list-style-type: none"> ・改定率早見表の赤色の欄が気になる。特にφ25で改定率82.39%、φ50で41.91%のところがある。ここに当てはまる人はいるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼいない。φ25で20m³というのはかなり少量である。メーターの口径を下げると水道料金が安くなるということを利用者に説明していきたい。
梁瀬委員	<ul style="list-style-type: none"> ・赤色の欄でも、該当者がいない場合もあるということでもいいのか。φ100は4件ということだが、その4件は改定率早見表のどこに該当するのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・φ100の方の使用量は最大でも348m³であるため、全ての人が赤色の欄に該当する。4件とも公共施設であるのでメーター口径を小さくできないか調整していきたい。現在の料金表ではφ100でもφ13でも基本料金は同じである。料金体系が口径別になると適正口径を推奨していかなければいけない。
梁瀬委員	<ul style="list-style-type: none"> ・φ25で改定率が82.39%の欄に該当する方はほぼいないということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
梁瀬委員	<ul style="list-style-type: none"> ・φ50で改定率が41.91%の欄に該当する方はどうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・いる可能性はある。
梁瀬委員	<ul style="list-style-type: none"> ・その場合には低い口径にご案内するということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・φ50からφ40に下げると基本料金が4,500円下がる。

齊藤委員	・特にφ100の方には周知をしっかりとしてほしい。
吉田会長	・口径を下げると基本料金が下がるということだが、口径を下げるための費用は個人負担なのか。
事務局	・メーター交換については行田市で行うため、個人の負担はない。
島田委員	・値上げについてはやむを得ないと思う。水がないと生きていけない。他のものと比べたら水は安い。
栗原委員	・値上げされると大変だが、漏水のことを考えると値上げをしても施設維持をしっかりとしてもらいたい。
田熊委員	・水道の利用者としては料金が上がるのは望ましいことではない。しかし、安全な経営を考えると水道料金を上げざるを得ないと思う。10月には消費税が8%から10%に上がるため、改定のタイミングは難しい。市民への説明をきちんとしないといけない。メーターの口径を下げた場合の工事は利用者負担なのか。
事務局	・メーターの交換は行田市で行うため無料だが、それに合わせて宅内の工事を行う場合には、その費用は個人の負担になる。メーターだけ交換することは可能である。
會見委員	・2カ月ごとに検針するということだが、7月が10 m ³ 使用し、8月が20 m ³ 使用した場合、合計で30 m ³ 使用することになるが料金体系表のどこを見ればいいのか。
事務局	・30 m ³ の半分の15 m ³ でそれぞれの月の料金を計算する。
岡野副会長	・感度分析の用語はどこから出てきたのか。
事務局	・一番影響が少ないところを探すという意味で感度分析という言葉を使った。
齊藤委員	・委員の皆様はいろいろな立場の方がいるが、低所得者の人の目で見ないと水道料金がどんどん上がってしまう。県水の比率や内部留保、ボトルウォーターの見直しをして値上げを抑える努力をもっとしていただきたい。12%、12%、8%、8%と15年で40%も水道料金が上がる。どのようにしたら水道料金が抑えられるか議論をしていかないといけない。

吉田会長	・他に質疑があるか。なければ、事務局案に賛成の方は挙手をお願いしたい。 (挙手)
吉田会長	・賛成多数で、審議会としては事務局案に賛成する。その他で事務局から何かあるか。
事務局	・第4回の審議会を9月20日(金)の午後1時30分から開催させていただきたい。
吉田会長	・他になければ、これで議長の職を解かせていただく。
4 閉会	
岡野副会長	